

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：クレハ建設株式会社

業者の住所：福島県いわき市錦町綾ノ町16

2 指名停止措置期間：令和8年3月11日から令和8年4月21日まで（6週間）

3 指名停止措置の範囲：宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県

4 事実概要

同社は、福島県内等の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営むものと同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことが、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和7年12月22日、建設業許可部局である東北地方整備局長から監督処分（10日間の営業停止処分）を受けたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の11

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～10 略	
(建設業法違反行為)	
11 部局の所在する都道府県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上9か月以内
12～14 略	